

○農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を改正する省令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 管理 第一節～第九節（略） 第十節 削除 第十一節（略） 第五章～第八章（略） 附則 第十節 削除 第二百八条 削除</p>	<p>目次 第一章～第三章（略） 第四章 管理 第一節～第九節（略） 第十節 設立の協議（第二百八条） 第十一節（略） 第五章～第八章（略） 附則 第十節 設立の協議 第二百八条 法第六十条第二項の規定による協議は、重複することとなる農業協同組合の地区の全部又は一部をその区域とする市町村及び当該地区の全部又は一部をその地区とする都道府県農業協同組合中央会に対して行うものとする。</p>